

# 会 議 録

会議の名称	第17回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年1月15日（木）19:00～21:00
開催場所	市役所4階 402～403会議室
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授、澤井名誉教授 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、奥居委員、奥田委員、梶谷委員、河原委員、北野委員、北原委員、木村委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中谷委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、林委員、藤原委員）市職員委員（下田委員、西尾委員、吉本委員、中尾委員、中野委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸
欠席者	委員12名
議題	①前回議事録の確認について（全体討議） ②今後の会議運営方法について（全体討議）

## 議 事 概 要

### 1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告をする。

- ・本日の欠席者について
- ・会長が遅れることについて

### 2. 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

## < 質疑応答 >

副会長 質疑ございませんか？

副会長 ないようですので次に進みたいと思います。

### 3. 議題

#### ◎今後の会議運営方法について

事務局 前回、12月4日の会議では、第2次素案たたき台の提示とその説明で終始し、質問等は次の機会ということに致しましたので、今回は全般的な進め方、質問の受け方も含めまして、第2次素案たたき台をどのように精査していくかを最初に議論して頂きたいです。

また、委員の方から、出せる意見の範疇（はんちゅう）はどの程度かという質問があり、皆さんの意見をもとに構成した第2次素案たたき台を大きく崩すものでなければ構いませんが、大枠から外れるものは受け入れられませんと回答致しました。

意見の取り扱い等も踏まえ、どのように会議を進めていくかを議論して頂けたらと思います。

副会長 事務局からの提案にもありましたが、第2次素案たたき台に沿って会議を運営していく。このような認識でよろしいですか。

委員 以前にもらった資料で、グループワークの意見整理表というものがあります。この整理表と第2次素案たたき台とを見比べた時、漏れている部分があります。意見として出したものですので、たたき台に記載して頂きたいです。

事務局 まず半年間のワークショップを行い、そこで出た意見を意見整理表としてまとめました。それから意見整理表をもとに第1次素案たたき台ができ、再度ワークショップを半年間行いました。そしてワークショップの結果を受けるかたちで第2次素案たたき台ができ、今に至るといのがこれまでの経緯かと思えます。

第2次素案たたき台は、条文A案、条文B案、他市の参考条文、ワークショップで出された意見という構成になっております。短

い条例や規定の中に、全ての意見を盛り込むことはできませんので、各自の意見は集約して反映されているものとして、第2次素案たたき台を取り扱って頂きたいです。

委員 自分としては漏れている部分があるため、たたき台に挿入して頂きたいということです。もちろん、委員の総意ありきですが。

副会長 第2次素案たたき台を見て、漏れている意見があるから入れて欲しいというのは、皆さんから出される提案ですので、皆さんで議論して盛り込むかどうかを決めていけば良いかと思います。しかし、主となるのは第2次素案たたき台の条文を修正することですので、素案の条文をたたいていくことを中心にして考えて頂きたいです。

委員 第2次素案たたき台を読み、不十分と思える部分があります。この辺りはどうしていくつもりでしょうか。これで決定となれば、条例がおかしなものになってしまうと思います。

事務局 事務局が条文を決定するつもりは全くありません。また、第2次素案たたき台はまだまだ不十分な状態だと考えていますので、それをどのような進め方で完成に近づけていくのかを議論頂きたいです。

以前のようにワークショップ方式で毎回メンバーを変更し、条文毎に担当する班を決めるやり方が良いのか、あるいは固定した3つ程度のグループに分け、条文を割り当てるやり方が良いのか、もしくは全体会のみでのやり方が良いのか等の会議の進め方について決定して頂かないと、今後の議論がやりにくいのではないかと思います。

委員 一番理想的なのは、メンバーを固定した班で充分検討を行い、班毎の案を出して全体会にかけるという方法だと思います。

各自が意見を述べることを考えると、少人数で話し合う時間と場所が必要ではないでしょうか。もし、固定的な班分けがしにくいのであれば、ワークショップ的な班分けでも良いですし、顔見

知り同士で組むという方法もあります。そして、その会議時間中に終わることができなければ、次回までの間に示し合わせをして集まるのも良いかと思えます。

それから全体会で運営した場合に、時間が無くなったという理由で打ち切り、次に進むというのだけは避けてもらいたいです。

**委 員** 班毎に分担を決めるやり方では、班の意見を出した後に再度全体会にかけることになるので、最初から全体会でいくやり方よりも、結果として時間がかかるように感じます。

起草委員会方式でないのであれば、全体会でひとつひとつ見直していく方法が、私は良いと思えます。

**副会長** 提案自体は、全体会でということでしたね。ただ、この方法はまだ実施したことがありませんから、今のところどのような形や進め方になるかは分かりません。個人的には、固定した班分けて議論していく方式も良いかとも思っています。

それから、一条ずつ進めていく場合は一度きちんと最後まで読み込んだうえで各条文を見て、その条文がその位置で良いのか、条文に重複がないか等の議論を行わなければ、条例自体がバラバラになってしまう可能性があります

ですから、自治基本条例の全体を見ながら、この辺りはこう直していけばどうかといった具体的な議論をし、どうしてもうまくまとまらない時には採決を採る等、形を決めて頂ければ良いかと思えます。

最良の方法かは分かりませんが、一度全体会でやってみて、どうしてもダメならその時考えるということで始めてみてはどうでしょうか。

**委 員** 再度メンバーをシャッフルしてのグループワークを行うと、ここまで条例がまとまってきている状況であるのに、条文成案の決定権を誰が持つのかという議論が起きると思います。

これまでの策定委員会を通じて、そろそろ考え方を共有し、意見を固める時期に来ているよう感じます。第2次素案たたき台について、ある程度の中心部を取ることで、議論や修正が確実に必

要な箇所とそうではない箇所とに分けることができるのではないのでしょうか。ただし、条文同士が互いに関連し合うところも多数あるため、分けた当初は必要ないと判断した箇所であっても議論や修正が発生することもあり得ます。その場合は、もちろん議論等を行います。

まず全体会で議論し、議論や修正が必要となる問題箇所の抽出を行い、それを各班に分けて議論していくのが良いかと思います。

**委員** 私は、全体会だと意見の掌握が困難なので、3～4班に分けて議論する方が良いと考えます。

条例についても、全体を通すのではなく章等で分け、ここがやりたいというように各自に立候補してもらいやり方もあるのではないのでしょうか。条例がバラバラになることへの懸念は、皆さんある程度頭に入っているため問題はなく、章別等の方が議論しやすいかと思います。

そうしておいて、どの意見や案がいかの賛否を採るという方法もあるのではないのでしょうか。

**委員** 考えや意見の共有を行ううえで、議事録について再考した方が良いかと思います。考えや意見の知らしめ方を議論すべきではないのでしょうか。

**副会長** どのような方法を取るにせよ、意見が出やすい形で進めて頂ければ結構です。第2次素案たたき台をいかに良い物としていくかという方向で、具体的な条文の修正等を議論するよう各人が調整して頂ければ、前進していくかと思います。

**委員** これまでに出た意見から3～4個程度取り上げて多数決を採り、とりあえず始めてみるのはどうでしょうか。

**委員** 全体会でやった場合、私の発言には誰が応答してくれるのでしょうか。グループだとメンバーの誰かが答えてくれます。全体会の場合、会長、副会長が回答するとすれば、それは議論とは言えないと思います。議論というものを考えた時には、同じ立場であ

る委員同士のやりとりが必要ではないでしょうか。

副会長 第2次素案たたき台を前提として進行することになっていきますので、意見をまとめあげた事務局への提案になるかと思えます。

委員 では、事務局が回答者ということですか。

副会長 そうでないと、まとまりがつかなくなるかと思えます。

委員 今回は、まずは全体会の方式で進行すれば良いかと思えます。

委員 もし、いくつかのグループに分かれた場合、グループ毎に条文の割り当てを行うのですか。それとも全グループが条例の全体を通すのですか。

副会長 条例全体を通すのであれば、全体会で議論した方が良いでしょうね。

委員 私は、第1条から通していくという進め方に基本的には賛成ですが、前文、基本理念、目的、定義の前半部分について、集中的に議論する等してほぼ完成させてから先に進むべきです。それは、前半部分の後ろにある細目の箇所、漏れ落ちが無いかな等の我々では判断できないことに関して、前半部分から総合的に判断することになると思うからです。

副会長 前文や基本理念については、合意点等を確認しながら条例の策定作業を行っていけばどうでしょうか。完成させてからということであれば、議論自体が進まない事態になりかねません。

委員 自治基本条例は、どのようなまちにしていきたいかという思いを実現する手段であり、そのために各条文が存在し、また条文の順序や優先順位があると考えています。

それと付随する話なのですが、例えばこの第2次素案たたき台が条例に採用されたとして、市が現状からどのように変わるのか、

参考程度で構いませんので聞かせて欲しいです。

**副会長** 自治基本条例が策定され始めた当初は、理念条例の色合いが強いものでしたが、かなり踏み込んだ内容のものが作られる傾向になりつつあり、行政と市民を縛る度合いが増してきていると言えます。

例えば、市民の責務や権利の在り方等を詰めてきていますので、現状からかなり変わるのではないのでしょうか。私は特に行政側の変化に期待しています。

大和郡山市では、策定当初から市職員が係わっており、より一層の期待感があります。実際にどう考えているのかを聞いてみたいですね。

**事務局** 質問に回答する前に尋ねますが、さきほどの提案は、全体会で最初に肝心な部分を終わらせ、その後はグループに分けようというものですか。

**委員** いえ、私は最初さえ決まってしまうと、後は早いと思っています。

**事務局** では、全体会で進めていくということですね。

それから回答ですが、この自治基本条例ができるとかなりの束縛を受けるため、正直非常に厳しい状況になると予測しています。

例えば、知る権利が規定されたとして、今以上の情報公開をなさし、情報共有をなさしとなった場合、現行の情報公開条例を抜本的に見直す必要が出てきます。そうしますと、企画政策課が主管課となって策定した自治基本条例から派生する格好で、情報公開条例を所管している総務課がこの策定委員会と同様の手続きを取り、自治基本条例の理念を受けつつ情報公開条例の改正に向けて動くことになるかと思えます。

それが、個人情報保護条例、環境条例、行政手続条例という具合に、多くの条例等が対象となります。そのため、仮にこの自治基本条例が完成し、施行日をいつにしようかという話になった時、関連する全ての条例や要綱等の見直し完了する日ということに

なり、施行日は成案から半年先、あるいは一年先になると思います。それ位に厳しい縛りのある条例です。

このような事情から、なるべくやわらかい表現にして欲しいという気持ちと、それは難しいだろうなという覚悟を持って、策定委員会に臨んでいるのが正直なところですよ。

**委員** 伊賀市の議会は非常にオープンらしいのですが、これは自治基本条例の影響ですか。

それから会議の進め方について、全体会となると声の小さい人は意見を言いにくいのではないのでしょうか。また、市職員と話せる機会があった事は良い経験でしたし、現状からはそれほど多くの時間を必要としないと思いますので、私は今までと同じくグループワークの方が良いと考えます。

**会長** 伊賀市の自治基本条例は、相当膨大な条文を作ったことで作業も大変でした。全体を住民自治と議会の2部会に分け、それ以外の部分に関しては事務局が作成したものを信頼することにして、全体会で承認しました。

議会に関する条文は4箇条しかありませんが、各地合併後の市町村から2名ずつ代表議員を選出してもらい、その議員全員の意見を集約して、私が委員長としてとりまとめました。そして討議の経過において、新しい伊賀市の発足に際しその4箇条を活かした議会条例を作りたいとの意向表明がなされ、議会基本条例として結実しました。議会に関する4箇条の中に、議員倫理規定や議会の原則公開が盛り込まれていたことがそもそもの発端です。ちなみに、4箇条に至るまでには十数回の会議を重ねています。

自治基本条例ですので、議会のことにも口出しします。しかし、議員の側から言わせれば、我々の意見も聞かずに勝手に決めるなという感情を持たれかねません。ですので、原則として策定委員会に関する事項は公開し、事務局を通じて議員の意見を適宜聞いていてもらいたいと常々言っています。

ちなみに、朝来市でも自治基本条例が確立しつつありますが、来月には議員との勉強会を行い、コミュニケーションを取ろうと思っています。また、生駒市でも既に4回ほど議員との定期勉強



会を開きました。

大和郡山市でも議員に情報を伝えてもらい、市民と議員の2輪で一緒に作っていくのが理想だと思っています。

副会長      そろそろ、全体会でいくかグループでいくかを決定しましょう。  
現段階の印象としては、うまく意見が反映できていると思いますので、全体会で始めてみませんか。

委 員      全体会で進める場合、意見を提案する権利はありますか。そして意見を提案した際は、事務局がコピーを渡す等して全員に周知して欲しいです。  
条例案が今の第2次素案たたき台だけという状況は考えられません。

副会長      第2次素案たたき台をベースにして進めていかないと、また振り出しに戻りかねません。  
折角ここまでできてきていますので、第2次素案たたき台を前提として進めて行く方向にしたいと思いますが、どうでしょうか。

委 員      意見の取り扱いについては、会長、副会長に一任し、ひとつずつ条例を片付けていけば良いのではないのでしょうか。また、グループワークを再度行くと、非常に時間がかかると思います。

委 員      ひとまず全体会で始めてみれば良いのではないのでしょうか。

委 員      全体会で進めていくことには賛成ですが、前文や基本理念等の部分は、意見が出尽くされてからその先に進まないといけないと思います。

副会長      もちろんそうです。どの条文も同じで、意見が出尽くすまで議論します。

委 員      前文等を先に固めてしまうというやり方もあれば、手を着けやすいところから進めていくというやり方もあるかと思っています。そ

の辺りのことは今決める必要はないでしょうし、どんどん進めていけば良いと思います。

副会長 意見が出尽くすまで議論は行います。そしてそれを確認したうえで、先に進むという手続きを取りたいと思います。

皆さんの意見は大体まとまってきてますので、全体会で始めてみるということでしょうか。

委員 ずっと全体会でしょうか。

副会長 それは分かりません。ただ単に、全体会で始めてみるというだけですでの、途中で修正や変更も可能です。

それでは、本題に入ります。

#### ◎ 条例前文について

副会長 まずは読み上げて下さい。

～ 事務局が、前文 A 案、B 案を読み上げる。～

会長 これから前文以降進めていきますが、発言は 2～3 分程度に留め、多くの意見を聞けるのが望ましいと思います。また、できるだけたくさんの条文について議論できるように配慮をお願いします。

委員 前文について、市民と事業者の関係、例えば他の市町村と異なり、大和郡山市には昭和工業団地があることから、もっと他の面のことも考えた文にしなければならないと思いました。

会長 感想も結構ですが、具体的に前文をどうしていくかという提案を頂きたいです。

副会長 何行目をこのように変えた方が良い、あるいはこういった文言を追加した方が良いのではないかと感じですね。

委員 12行目に『人権』という言葉が出てきますが、わざわざ前文に盛り込む事柄ではないため削除した方が良いでしょう。

会長 『人権』は前文に入れるべき文言ではなく、また削除して『市民一人ひとりを尊重し、』としても、趣旨は問えるということですね。

委員 A案中にある『金魚と城下町』は削除した方が良いでしょうので、私はB案に賛成です。

また、現代において人権を特に強調する必要はないと思います。むしろ、社会秩序や社会倫理が欠如し、自分勝手な行動を取る市民や企業が出てきている印象がありますので、社会的な責任をきちんと認識するという意味合いからも、『社会的規範』という言葉を入れて欲しいです。

それから、最終段落がその前の段落と内容が重複し、文がくどいように感じられますので、『よって、ここに（仮称）大和郡山市自治基本条例を策定します。』等として、もっと簡潔にした方が良いでしょう。

委員 9行目の『平和で、夢と希望に満ちたまちづくり』に関して、前文はその夢や希望の具体的な内容を書く部分であり、一番最後の部分に夢やどのようなまちづくりにしていくのかということを書いておくべきだと思います。

会長 後の段落で、夢と希望の具体的な中身を書くべきだということですね。

委員 それと同じ部分について、『持続可能なまちづくり』という表現で良いでしょう。持続というのは、人類の命が引き続き続いていくという意味であり、そのためには夢のある生活でなければ持続していかないからです。

会長 では、『平和で、夢と希望に満ちた』をやめるとともに、その具体的な中身も必要ないということですね。

委員 はい。それから、『社会的規範』を入れて欲しいと言いましたが、その理由は、持続可能なまちづくりを実現するためには、我々ひとりひとりが私的な利益だけではなく、社会全体の利益を考えられるようにならないといけないと思うからです。

会長 『社会的規範』という言葉が入って、その意味が子供達に分かるでしょうか。前文は、少なくとも中学生以上には内容を理解して欲しい部分ですよね。それを踏まえ、何か違う表現はないでしょうか。『社会的規範』と言った場合、何を指すのかということです。

委員 この前文は大変良くできていると思いますが、『金魚と城下町』は不要だと思います。

また、『持続可能』に関することは、基本理念の部分に同様の表現が出てきますので、重ねて言わなくても良いのではないのでしょうか。

委員 『金魚と城下町』は不要だという意見が出ていますが、私にはその理由が分かりません。

前文だけでも子供達を読み、大和郡山市の将来をどうしていきたいと考えているのかを知ってもらいたいという思いはあります。しかし、子供達にとって今の和郡山市は『金魚と城下町』のまちです。また、他府県の人からも金魚のまちだと言われますので、子供達もそのことを自慢にしているでしょうし、実際にまちの顔ではないのでしょうか。

それから、『社会規範』や『持続可能』は中学生でも難しく、『平和と夢』等の方が親しみを持って前文を読んでもくれるのではないかと思います。

委員 7行目に『大和郡山らしさ』とありますが、これを子供達に質問されたら、具体的に答えられない可能性があります。修正、あるいは削除した方が良いのではないのでしょうか。

委員 私もその意見に賛成です。この自治基本条例が完成した際には、

委員の誰かが学校へ出向いてPRしたり、教材として使ってもらうのが理想です。その時に、もし質問されたら答えられないと思いますし、私自身も『大和郡山らしさ』とは何かを聞きたいくらいです。

委員 3行目の『素晴らしい』というのは、大変主観的な言葉であり、無くても良いのではないのでしょうか。

また、『持続可能』には平和の意味合いが発想できるという意見がありました。今の世界情勢等から照らし合わせてみても、持続可能が平和とつながることは疑問です。したがって、明確に『平和』という文言を記述しておく方が良いと思います。

会長 一旦、議論を整理させていただきます。ひとつひとつこなしていきましょう。

まず、3行目の『素晴らしい』は自画自賛の言葉であり、外部評価を考えた場合、削除した方が良いという意見がありました。

次に、4行目の『金魚と城下町をまちの顔にした』という文言を削除した方が良いという意見と、逆に残しておくべきだという意見がありました。

では、まずは『素晴らしい』からうかがいます。無くても良いという方おられますか。

委員 それは、自分で自分をほめる言葉でしょうか。

会長 その意味合いもあるでしょうし、誇りに思うという意味もあるでしょうね。また、外部評価としても素晴らしいと思えるなら、それで結構です。

では改めて、

削除した方が良い：7名 入れておいた方が良い：9名  
入れておいた方が良い、ということですね。

委員 採決について、提案があります。もし採決でどちらかに決まるということなら、3分の2以上程度の賛同が必要だと思います。例えば、6：5等で6の方に決まるというのは納得できません。

やはり論議を重ね、何度も採決して3分の2以上を目指すべきではないでしょうか。

会 長 その方法で進めますと、どれほどの時間が必要か見当が付きません。あと何回会議ができるかという、物理的なことにも関係してきます。

委 員 会長はよく回数のお話をもち出しますが、自治基本条例の策定を何か急いでいるように感じられます。時間的な制約を受けるという考え方は、あまり好ましくないと思います。

会 長 私自身には急ぐという気持ちはありません。しかし、延々と議論を続けた場合、委員の皆さんが疲弊してしまうのではないかと考えています。

話を戻しまして、採択の取り方は大切な論点ですので皆さんに投げかけています。3分の1でも3分の2でも、あるいは半分でも構いませんが。

委 員 とは言え、7：9というのは微妙な結果だと思います。五分五分に近いですし。

会 長 今行っている採決は、条例文の決定が目的ではなく、あくまで皆さんが賛成なのか反対なのかを知りたいから実施しているだけです。

委 員 今の場合、正に言葉の問題が絡んでいると思います。一方は自分で自分をほめるという意味で、もう一方は誇りに思うという意味ですし。

委 員 ここで言っていることは、自分をほめるというニュアンスではないと思います。

委 員 皆さんにとって、大和郡山市の環境は素晴らしくないのですか。

会 長 素晴らしいというのには、感謝しているという意味もありますね。

委 員 真に素晴らしいと言えるのかどうか、冷静に見ないといけないと思います。

会 長 前文というのは、情緒的で精神的な価値も議論する箇所ですので、どの市でも議論百出します。意見が出尽くすまで議論して頂ければ良いと思いますが、今は論点の整理中ですので聞いて下さい。

一つ目は、『素晴らしい』がある方が良いのか、無い方が良いのかということ。二つ目は、『金魚と城下町』をまちの顔にした』を削除した方が良いのかどうかということで、いつまでも金魚と城下町ではないという意見と、いや、金魚と城下町で全国的に知られているではないかという意見がありますね。

7行目のところでは、『金魚と城下町』を入れるか否かにも関係しますが、『大和郡山らしさ』というのはあえて入れる必要はないという意見と入れておいても良いのではないかという意見がありました。ちなみに、大和郡山市というのは外から見ると結構個性的で、強烈なイメージがあるまちです。そういう意味では、金魚と城下町を前面に出しても良いのではないかという意見といつまでも古いものにこだわってはいけませんという意見とがあるかも知れません。ここはもう一度やりましょう。

それから、11行目の『平和で、夢と希望に満ちた』の部分で、『持続可能な』に置き換えた方が良いという意見と、持続可能な社会を作っていくのは平和でなければいけないので、『平和』という言葉は入れておくべきだという意見がありました。

12行目の『人権』は、基本理念の部分にも入っているし、削除しても良いのではないかという意見とそのままの方が良いという意見がありました。また、『市民一人ひとりを尊重し、』に『社会的規範を堅持し、』という文言を追加するべきだという意見もありました。

そして、最終段落については大幅に削除し、『よって、ここに（仮称）大和郡山市自治基本条例を制定します。』とした方が良

いという意見がありました。また、11行目の『平和で、夢と希望に満ちたまちづくり』の部分を中心に移動させるとともに、夢と希望の具体的な中身を追加するべきだという意見もありました。具体的な中身については、現段階では思案外です。

改めて、第1論点の『素晴らしい』についてどうするか、意見を頂きたいと思います。

委員 『素晴らしい』という言葉がしっくりこないことに問題があると思います。

会長 『素晴らしい』に替わるしっかりとした言葉はないものか、という意見ですね。

委員 『豊かな』という言葉もあると思います。

会長 ありますね。ただ、そうすると今の論点より前にある、『緑豊かな』をどうしていくかという問題も出てきます。

『素晴らしい』があっても無くても変ではないと思いますが、もしあえて変更するのであれば、『緑豊かな田園地帯が広がる素晴らしい自然環境のもと』を『豊かな自然環境のもと』等にすれば、『緑豊かな』に被らず、また『素晴らしい』を言い過ぎだと感じる面も軽減できるのではないのでしょうか。

委員 現在の和歌山市の自然環境は、そこまで誇れるものなのではないでしょうか。

会長 意見はたくさん出ていますが、具体的にどうするか、『素晴らしい』という精神を生かす言葉として、何を選ぶかということです。

さきほどの意見を受けると『自然環境』という言葉も削除するという話にもなりかねませんが、そうではないですよ。

委員 はい。誇れるかどうかとは別問題です。



- 会 長 豊かとまでは言えないかも知れない、というところでしょうか。
- 委 員 田園地帯に関しては、まだまだ豊かな方だと思います。
- 会 長 そうしますと、『自然』を削除し、『緑豊かな田園地帯が広がる環境のもと』としますか。
- 委 員 田園地帯と聞くと、見渡す限りの田園が広がる光景とでも言いますか、緑をたたえる丘陵とでも言いますか、そのようなイメージが広がります。素晴らしい言葉だとは思いますが、大和郡山市は実際に田園地帯なのではないでしょうか。
- 会 長 田園は、田んぼと畑という意味です。また、丘陵は田園ではありません。
- 委 員 現状の大和郡山市をとらえるという意味では、国道24号、25号が走りインターチェンジもあることや、近鉄とJRが通っていることも重要だと思います。  
また、城下町の面影を残しているということもありますし、環濠集落を有していることは個人的に特筆すべき事項だと思いますので、自治基本条例に加えて欲しいです。
- 会 長 また新しい提案ということになると、最初から再度作り上げなければならなくなります。
- 委 員 『緑』と『田園地帯が広がる素晴らしい』を削除して、『豊かな自然環境のもと』とするのはどうでしょうか。
- 委 員 あまり自虐的になる必要はないと思います。自分達が住んでいるまちですし、過大に空疎なことを言うわけでもありませんから、もっとやわらかくとらえたら良いのではないのでしょうか。
- 会 長 さきほどの提案を少し整理しますと、前文には丘陵等の自然環境には触れられていますが、道路や鉄道の交通や利便性の記述は

無いということですね。この点についてはどうでしょう。

委員 それは住環境で、自然環境とは全く別の話になりますよね。私は原文のままで良いと思います。

住環境ということになりますと、現状に決して満足していません。自然環境が素晴らしいと言っているのもあって、住環境のことではないと思います。

委員 多少の不都合はもちろんありますが、相対的には大和郡山市は良い所だと思っています。

会長 ひとつの考え方として、第1段落は現況あるいは大事にすべき資産、第2段落はその次に発達してきたステップ、第3段落は今後の方向性、第4段落は決意、という形になってくると私は認識しています。

そこに事項を盛り込めば盛り込むほど前文がくどくなり、場合によっては1ページほどの長さを持つことになってしまいますが、そのような条例は今のところ見たことがありません。ですので、何を切っていくのか、何をもってその言葉に命を込めていくかという方向で考えざるを得ません。あれも入れたい、これも入れたいとなると、とめどなく長い文章になりますので、工夫をして考えて頂きたいです。

削るのは楽ですが、入れるのは割と困難です。あれを入れると、これも入れなければならない。まちの中心部のことばかりで、周辺部のごことが全くないと怒る人もいれば、歴史が過去ばかりで未来についての記述がないと意見する人もいます。どうバランスを取っていくかという決断なのです。

その辺りのことも踏まえ、『素晴らしい』の扱いはどうしましょう。

委員 さきほどの採決の時は、どちらでも良いという選択がありませんでしたので、挙手しませんでした。他の方々の意見を聞いてから決めようと思った面もありましたから。

この『素晴らしい』のように、あっても無くても意味が通じる

ようなものは、割り切りではないでしょうか。もっと他に議論すべき箇所があると思います。

また、挙手するのはじっと考えてからという人もいますので、もう一度採決をして欲しいというのが私の意見です。

会 長 これはひとつの個人的な提案ですが、『緑豊かな田園地帯が広がる素晴らしい自然環境のもと』が長いと感じるのであれば、『田園地帯が広がる豊かな自然環境のもと』とすると、大分縮まるのではないのでしょうか。形容詞が二つ重なるのを防げますし、このような処理の仕方もあると思います。

委 員 自治基本条例の前文ですので、他市のものは他市のものとして、現状程度の長さであれば、特に反対する内容ではないと思っています。本質的には、自治基本条例をなぜ作ったのかを簡潔に短く言えれば良いのではないのでしょうか。

委 員 自然環境の内容が多すぎるので削り、交通の便に優れることなどを盛り込めば、良いアピールになるのではないのでしょうか。例えば、他市町村の人達がインターネット等で大和郡山市のことを調べた時、自然環境もあるのにこんなに便利な場所なんだなと思います。

委 員 自然環境をまちの誇りという位置付けに入れるとするならば、佐保川と富雄川に関して、個人的にはイメージがあまり良くありませんので、再考が必要だと思います。

会 長 言い始めると、意見のとどまるどころがありませんね。  
今日のところは前文に関する意見を出すだけ出してみても、条文の確定はせず、もう一度事務局に宿題として提出しましょうか。このような意見がありましたけどどうなりますかという具合です。  
今、この場で作文をするとすると、ぼうだいな時間がかかります。それよりも、実体的条文の審議に入った方が良いでしょう。

委 員 事務局が書くのであれば、事務局の考えを聞かせて欲しいです。

委員 全体の文章の流れからいきますと、現在がどうあれ、先人が積み重ねてきた伝統と文化は、素晴らしい自然環境のもとではぐくまれてきたという内容に読めます。そのため、素晴らしかったかどうかは過去の話になりますので、『素晴らしい』という表現は入れるべきだと思います。

会長 非常に難解なパズルの様相を呈してきました。事務局の意見があるならどうぞ。

事務局 要望があれば作成しますが、全ての人を納得させる文章を書くのは、かなり難しいです。ただ、その文章に事務局の考えが入ることは一切ありません。

最後に自治基本条例が完成する際、行政として受け入れることが可能な範疇（はんちゅう）かどうかということがありますので、その時に委員の皆さんと私共の議論になる可能性はあります。これは不可能だという部分がどこかに出て来ると思いますので、それに関しては事務局の意見を言わせて頂きます。しかし、現時点では出された意見等について全て受け入れ、そのまま文章にすることしか考えておりません。

会長 文章作成は皆さんの意見を盛り込む形であり、事務局の意見や意向が入っていることはありません。作業を集約する形でまとめた結果、こうならざるを得ないという文章を作成してもらっています。

前文については、今日は成案とするのは無理ですので、できるだけたくさんの意見を聞きたいと思います。

委員 『金魚と城下町』は絶対に残して欲しいと思います。むしろ、大和郡山市から金魚と城下町を取ったら何が残るのでしょうか。子供達に対しても、一番インパクトのある事柄だと思います。

また、大和郡山市と高取町が、共に城下町ということから何らかのつながりを持ってるように感じる部分もあります。

そのように市のシンボルとも言える存在は、キャッチフレーズとして挙げておくべきではないでしょうか。

会 長 もう一度論点の整理をしたうえで、どういう意見の分布なのかわかりたいと思います。

まず、『素晴らしい』の部分に関して、短くする、他の言葉に置き換える等、手を入れた方がよいという方。この数に沿って、大まかな修正の方向を探っています。反対であれば、意見を言って頂ければ結構です。

二つ目、『金魚と城下町』は入れるべきだ。

委 員 そもそも、なぜ『金魚と城下町』を外したのでしょうか。

会 長 それは、あくまでB案における話であり、両案は対等です。

委 員 前文についてグループワークを行った時の話だったと思いますが、『金魚と城下町』という言葉が入っていると現市長の色が濃すぎるように感じるので、この自治基本条例の将来的な使用を考えるなら抜いておいた方がよいのではないかという意見があり、削除したように記憶しています。

委 員 それはそれとして、ここで皆の意見を聞けばよいと思います。

委 員 市長がどうこうではなく、なぜ『金魚と城下町』を削除するに至ったという理由は大切だと思いましたので発言しました。

会 長 その辺りの事情については私も深くは知りませんが、未来の子供達にどういうまちを残すのかという視点に立ち、考えて頂けたらよいかと思います。

では、再度尋ねます。『金魚と城下町』は外すべきではないという方、挙手願います。

入れておく：11名 外した方がよい：7名

この状況だと、もし3分の2ルールを適用すると議論が宙に浮いてしまい、成案できなくなります。ですので、次回議論する時にはどちらにするか決定しておいて下さい。いつまでも議論することはできませんし、どこかで決断しなければいけません。

委員 『金魚と城下町』は入れるべきですが、『まちの顔』とするのかは、また別の議論点だと思います。

会長 では、『まちの顔』ではなく、『資源として』や『誇りとして』と表現を変えれば良いということでしょうか。『まちの顔』以外に、どのような表現がありますか。

委員 城下町と言いますが、今現在、郡山城は個人の持ち物なのでよね。

会長 それを言い出すと話がどんどん広がります。  
この前文に関しても、皆さんでワークショップを行い、各班で議論を尽くしたはずです。  
今は決断を迫っているわけです。決断するために掘り下げる議論なら、大いに結構だと思います。  
では次に、『大和郡山らしさ』についてはどうですか。

委員 その前に、『らしさ』の説明を頂きたいです。

会長 『らしさ』と言えば『らしさ』です。大和郡山というまちの特徴、まちのアイデンティティということでしょう。

委員 『人と人とのふれあい、おもいやりを大切にするまち』の部分が、『大和郡山らしさ』だということという位置付けになると思います。

委員 それはどこにでもあるもので、大和郡山市に限った話ではないと思います。『らしさ』を説明するのは非常に困難なことです。

委員 『大和郡山らしさ』は漠然としていて良いと思います。例えば小学生や中学生に問いかけ、大和郡山市の内面をどう考えるかというキーワードとして使えるのではないのでしょうか。

また、『素晴らしい』に関しても、読む人によって色々なとらえ方があると思いますので、きっちり決めなくても良いのではな

いでしょうか。

前文はアバウトと言いますか、それなりのもので良いと思います。

会 長 以上で、議論は一旦打ち切ります。

『大和郡山らしさ』はあった方が良いという方、挙手願います。

あった方が良い：12名 外した方が良い：4名

今のところ、あった方が良いという意見が多いようですね。

次に、工業団地もあるので、新しく発展するまちというカラーをどこかに入れた方が良いということですが、入れた方が良いという方、挙手願います。

入れた方が良い：2名 原文のままで良い：11名

『平和で、夢と希望に満ちたまちづくりをすすめていきます』の所で、『持続可能なまちづくり』とした方が良いという方、挙手願います。

変更した方が良い：1名 原文のままで良い：9名

『人権』という言葉について、外した方が良いという方、挙手願います。

委 員 『夢と希望に満ちた』の内容を具体的に入れるのが前文だと思うという意見の中で、それに伴ってそのためにはどうすべきかとの方法論の分については、ここに入れるべきではないと言いましたが、それが論点の中から漏れていましたので、発言させて頂きます。『そのために、』から始まる第4段落のところは、方法論になると思いますので、前文自体から削除すべきだと思います。

会 長 第4段落を削除してしまう、ということですか。その意見を扱う前に、他の論点を済まします。

『人権』という言葉について、外した方が良いという方、挙手願います。

外した方が良い：13名 入れておく：2名

委 員 『人権』を外すべきという意見について補足しますと、大和郡山市は同和对策事業に多額の税金等が使われているという現状が

あります。また、今は『人権』がどうのという時代でもありませんから、削除した方がベターです。

会 長 それは、個人の意見として承ります。必ずしも、全員が賛同するとは限りませんから。

では、続けます。『社会的規範を堅持し』という言葉を入れた方が良いという方、挙手願います。

最終段落について、ここはまだ議論しなければならないかもしれませんが大幅に削除し、『よって、ここに（仮称）大和郡山市自治基本条例を制定します。』とした方が良いという意見と、原文のままで良いという意見が出ていますと共に、ここに夢と希望の方向性を書き込んだ方が良いという意見もありましたが、具体的な表現についての提案も頂きたいですね。

委 員 要するに、どういうまちにしたいか、例えば、子供とお年寄りが笑顔で交わるまちなど、どういうまちを目指すのかというのが前文ですので、そのためにどうするべきかということをこの条例で決めれば良いと思います。

会 長 ですので、どういう文章で書けば良いのかという提案をお願いします。文章にするとしたなら、もう一度多大な作業と手続が必要になるわけですね。

委 員 基本理念や基本原則がありますし、前文はこのままでも良いと思います。

会 長 では、その前段として採決を採ります。最終段落について、夢と希望の具体的な表現を盛り込むために、全面的に改正すべきだという提案です。その通りだと思われる方。

これ以上前文の内容を増やすわけにはいきませんので、書き換えることになるかと思います。何かその具体的な書き込み方について提案があればお願いします。

委 員 今、回答しなければダメでしょうか。



会 長 いえ、そういうことはありません。

委 員 中学生、高校生といった、頭が柔らかい世代に意見を聞きたいです。シニア世代になると、自分の言い分が絶対という気持ちもありますし、これからを担ってくれる若い方達に決めてもらうのも良いのではないのでしょうか。

会 長 それに加え、最終段落で意気込みを示さなければならないという意見もありましたよね。そういう意味で、意気込みの示し方の中身に係わる問題だと思います。こんなまちを作るぞ、そのために自治基本条例を作るんだという意気込みです。その書きぶりをどのようにしていくかという話であり、原文では表現が少しかたいので、中学生や高生が読んでも分かるようにして欲しいという意見ですね。

委 員 最終段落のところについて、『市議会・行政当局は市民・事業者が誇りうる住みよい街にするための奉仕者として勤め、市民・事業者の協議の場を広く求めるなどの仕組みを育て、多くの主体が参加のもと、市民・事業者が実感できる地域社会』とすると良いかと思います。

会 長 全く異なる提案も出されました。

書き方については事務局に整理を任せるとしても、もう少しきちんと方向性と確認をしなければ、書きようがありません。

夢と希望に関して、私もそうだとは思いますが、それでは具体的にどう書くかとなると難しいですよ。夢と希望の中身を示せということですから。

例えば、『お年寄りと子供達が仲良く笑顔を交わし合うまちを作り』と書いたとすると、年寄りと子供だけじゃないだろう、主体から言えば障害者や外国人もいるだろうと次々に話が広がる可能性がまた出て来るわけです。

収束させるというのは、実は最終段落で非常に気を使うところだと思います。その辺の処理について、最終で何か書かなければならないというのであれば、提案が無いと事務局も取りかかりよ

うがありません。言いたい放題になってしまいます。

委員 『生きる喜び』の部分について、『共に』という表現を入れて欲しいという意見がグループワークで出され、『共に生きる喜び』になったかと思います。この表現により、様々な人の思いが入ってくるよう感じます。

私は、この前文自体がよくできており、原文そのままが良いと思います。

会長 では、原文のままで良いという採決を取ってみましょうか。

委員 私もこの原文に賛成ですが、『わたしたちは、主権者である市民が』は文脈的な流れから言うと引っかかりますので、『主権者であるわたしたち市民が、』の方が良いと思います。

会長 今の意見は、日本語としておかしいというものでしたので、この場で修正すべきか確認を取りましょう。修正した方が良いでしょう。

修正は前提として含み、採決を採ります。最終段落『よって、わたしたちは・・・制定します』について、原文のままで良いという意見と、もっと書き直しをして夢と希望の中身を具体的に書くべきであり、またそれに合わせた書き方を再提案するという意見。ただし、その再提案に際しては、もう少しイメージを明確にしないと、議論が再発しかねないと発言しました。これは、あくまで一委員としての私見です。では、原文通りで良いという方、挙手を願います。

原文で良い：11名 加工修正すべきだ：4名

委員 市民に加え、事業者も入れて欲しいと思います。例えば、看板の規制があった場合など、コンビニだと全く従いませんよね。事業者もまちの一部だという感覚も持つためにも、入れた方が良いでしょう。

会長 最終段落の『市民』は、事業者、行政、市議会、全てを含んだ

ものとして理解すべきだと思います。ここで再度事業者を入れると、また行政、市議会、と並べないといけない可能性が出て来るのではないのでしょうか。

定義のところ、市民は事業者を含むとなっているわけですし、ここではあえて言わなくても済むのではないかという気がします。

それでは、以上のような方向性のもと、作業して頂けますか。大変な苦勞となりますが、よろしくお願いします。

本日は前文のみで終わってしまいました。次回は皆さんに再度前文の原案を見て頂き、その場で最終成案の形までもっていきましょう。

その後、第1条からスタートし、できるだけ多くの条文を確定原案にしていきたいと思えます。

**事務局** 今後の会議は、従来通り毎月第4木曜の19時からを原則としますので、よろしくお願いします。

**委員** 今回の話は、第9回議事録に出ていた意見がベースとなっています。ですので、次回からは前もって該当する回の議事録を読んだうえで、会議に臨んだ方が良いでしょう。

**会長** 良い意見、ありがとうございます。

時間となりましたので手短かに言います。大和郡山市の皆さんは、いつも活発に議論して頂き、大変嬉しく思っています。しかし、できるだけ全体を読み込んだうえで、第1条からたたいて頂きたいです。

後ろの方を全く意識せずに議論しますと、これは第何条に、それは第何条に書かれているという事態になりかねません。このことは、どの自治体でも申し上げてます。

ですので、一旦最後まで見切ったうえで議論に臨むよう、お願い致します。

一回当たり5条程度、場合によってはそれ以上進められたらなと思っています。時間については言わないとの意見もありますが、いつまでもやっていると、議論が前に戻ってしまう可能性もありますので、熱意があるうちに進めてしまいましょう。

副会長 全体会で進めてみましたが、良かったのではないのでしょうか。  
それぞれの意見も聞くことができました。

小さいグループの議論だけでなく、全体の議論にし、バランス  
良く議論しましたので、今日は成功だったと言えます。  
今後も頑張っていきましょう。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。皆さん、お疲れ様でした。

事務局 では、本日の会議を終わります。ありがとうございました。

以下余白